

Client Alert

29 November 2022

米国におけるシャーマン法第2条に基づく訴追 事案

本アラートに
関するお問い合わせ先



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



佐藤 哲朗
カウンセラー
03 6271 9740
tetsuro.sato@bakermckenzie.com



佃 浩介
アソシエイト
03 6271 9510
kosuke.tsukuda@bakermckenzie.com

米国司法省は、競合会社間にて違法な市場分割契約を締結しようとした、いわばカルテル未遂行為に従事した個人を、シャーマン法第2条に基づき、刑事訴追した。折しも、モナコ・メモにより、個人責任の厳格な処罰が方針として示されている最中において、極めて先例の乏しい法令適用を通じて、個人に対して、刑事責任を追及したものである。米国ではシャーマン法第2条に基づき訴追される事例は殆ど無く、少なくとも1970年代末以来¹、同法第2条違反で個人または法人に刑事訴追は行われていなかった。今回の会社経営者に対する訴追は数十年ぶりの反トラスト法違反の刑事事件であるが、今後米国においてシャーマン法第2条を含む反トラスト法の執行が活性化される可能性がある。米国で事業を展開する日本企業においてもシャーマン法第2条で訴追されるリスクが有ることから、本アラートで今回の事例を取り上げる。

シャーマン法 (Sherman Antitrust Act)

シャーマン法は1890年に制定された米国の連邦法であり、米国反トラスト法の中心的な法律のひとつである。同法は第1条で取引を制限する契約、結合、共謀を禁じており、第2条で独占行為、独占化の試み、あるいは独占のために他の者と結合または共謀することを禁じている。これらの規定に違反した場合、法人の場合は最高1億ドル、個人の場合は最高100万ドルの罰金、および最高10年の禁固刑が科される可能性がある。

従来、シャーマン法に基づく刑事訴追は第1条に基づくものに限られ、第2条の執行については民事訴訟によっており、大手IT企業に対する排他的行為を禁止する訴訟が行われてきた。2022年に入ってから米国司法省が繰り返し反トラスト法、特にシャーマン法第2条の執行の取組を重視する声明²³を出していたことから、動向が注目されていた。

今回の事例はこのような状況下で実際にシャーマン法第2条に基づく訴追がなされたというものである。

今回の事例

共に道路舗装業務等の請負業者であったA社とB社は、高速道路のひび割れ補修プロジェクトで日常的に競合関係にあった。ワイオミング州及びその近隣州の州

¹ United States v. Braniff Airways, Inc., 453 F. Supp. 724 (W.D. Tex. 1978)

² <https://www.justice.gov/opa/speech/assistant-attorney-general-jonathan-kanter-delivers-opening-remarks-2022-spring-enforcers>

³ <https://www.justice.gov/opa/speech/assistant-attorney-general-jonathan-kanter-antitrust-division-testifies-senate-judiciary>



交通局が管理するひび割れ補修プロジェクトに入札するのはほぼこの 2 社だけだった。

2020 年、A 社のオーナー兼社長であった被告 X が B 社のオーナー兼社長であった Y に電話をかけ、被告 X は A 社と B 社が、モンタナ州および近隣の州で、州ごとに販売地域を分け合い、一定の機会損失の補償金を A 社から B 社に支払う提案をした。最終的に Y は上記合意に応じることを拒否し、モンタナ州および近隣の州における会社 A と会社 B のテリトリーを分割し競争を終わらせるという被告 X の誘いを拒絶した。

両者間の一連のやり取りは Y の協力もあって録音されており、その結果被告 X は、モンタナ州等の高速道路ひび割れ補修事業の市場において独占力を得る目的で故意に反競争的行為に従事し、被告 X の提案した市場分割が実施されていたならば A 社はこれらの市場で独占的な力を獲得していたであろうという危険な蓋然性が存在したなどとして、シャーマン法 2 条違反で訴追された。被告 X は司法取引に応じて有罪を認め、27,000 ドルの罰金を支払うことに同意した。

今後注意すべき点

上記の通り反競争的な合意等が成立せずシャーマン法第 1 条違反が実際に発生しなかった場合でも、今後米国司法省は一方的な提案を含む独占化の試みに対し、同法第 2 条に基づく刑事訴追を行う可能性がある。米国司法省は、個人責任の厳格な処分を方針として打ち出しており、今後も、個人に対する刑事訴追が積極的になされていく可能性がある。企業は反トラスト法違反を予防し、もしくは反トラスト法違反に問われた場合に刑の減軽を主張できるような準備をする必要がある。

以上